

使用料等の 8 回目の特例的措置について

令和 2 年 10 月 1 日より文化・スポーツ施設等の施設使用料等を改定したが、特例的措置により、令和 6 年 3 月 31 日までの利用分については改定前料金への据置き対応を行っている。

区では、アフターコロナにおいて、施設の利用促進を図ることによって各種団体等の活動の活性化を後押しするため、8 回目となる特例的措置を実施する。

1 特例的措置の延長の内容

令和 5 年 5 月には、新型コロナは感染症法上の 5 類に移行し、ワクチン接種についても特例臨時接種から定期接種へと変更されるなど、社会環境は大きく変化している。

しかしながら、物価高といった状況下もあり、各種団体等の活動はコロナ禍以前まで回復したとは言い難く、引き続き施設利用者への支援策が必要となっている。

そこで、区ではアフターコロナにおいて、施設の利用促進を図ることによって各種団体等の活動の活性化を後押しするため、令和 6 年度の 1 年間に限り、特例的措置を延長する。

2 対応方針

(1) 各施設の対応

- ・ 指定管理施設は、区との協議により改定前の額に据置くことで対応
- ・ 区直営施設は、減額規定を適用して改定前の額に据置くことで対応

(2) 利用者等への周知

- ・ 区ホームページへ掲載（令和 6 年 2 月 2 日～）
- ・ 区報令和 6 年 3 月 1 日号へ掲載
- ・ 各施設における掲示等

(3) その他

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日利用分から改定料金を適用
- ・ 令和 6 年度一般会計当初予算案及び令和 5 年度一般会計補正予算案（第 6 号）にて影響額を反映済